

岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画 令和3年度取組状況

項目	取組内容
○制度の周知と啓発	
・育児に関する情報提供	○制度の周知 ・様々な機会での、子育て支援制度を周知啓発 ・男性の育児参加等の特別休暇及び男性の育児休業の取得促進にかかる通知を发出
・職員の状況把握	○ハラスメントの防止及び対応に関する指針 職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領に、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止及び対応に関する事項を明記(H29.12～)
○休暇・休業	
・年次休暇の取得促進	○管理職等による、所属教職員への年次休暇の取得促進の働きかけを実施
・育児休業の取得促進	○育児休業(3歳まで) ・配偶者の就業等にかかわらず、取得可能 ・子の出生の日から8週間以内に取得した職員は、再取得が可能 ・1カ月以下の育児休業取得の場合は、期末手当減額なし(H23.12～) ・5日以下の育児休業取得の場合は、勤勉手当減額なし(H27.4～) ・1カ月以下の育児休業取得の場合は、勤勉手当減額なし(H28.4～) ○事務職員の補充 ・育児休業に入る職員の補充は、可能な限り正職員で実施 ○教員の補充 ・適切な講師を配置できるように、教員免許保有者をデータベース化し、臨時採用や代替教員の採用に活用
・育児休業からの復帰支援	○復職時研修の実施 ・育児休業者職務復帰支援研修(事務職員) ・育児休業からの復帰支援のための研修会(教員)
・特別休暇の拡充・拡大	○家族の看護休暇(年5日、2人以上の場合年10日) ・取得対象の拡大(H17年度～) 小学生まで対象を拡大、対象を予防接種等にも拡大 ・取得日数の拡大(H22年度～) 子が2人以上の場合は、年10日まで取得可能に ・取得対象の拡大(H24年度～) 家族の看護休暇とし、配偶者、父母、配偶者の父母、子を看護する場合、又は養育する中学就学始期に達するまでの子を介助する場合にも拡大 ・取得対象の拡大(H26年度～) 授業参観等の子の学校行事への出席でも可能 ・取得対象の拡大(R2.1.1～) 警報発令時やインフルエンザ等の感染症による休校時を追加 ○妊娠障害(つわり)の休暇 ・年7日の取得可能。 ○不妊治療を受ける場合の休暇 ・年6日の取得可能。年6日を超える場合は、病気休暇として取得できる。 ・取得日数の拡大(R4.1.1～) 体外受精及び顕微授精の場合の取得可能日数を年10日に拡大 ○短期介護休暇(H22年度新設) ・年5日(要介護者が2人以上の場合年10日)の取得可能
新	
○多様な働き方	
・多様な働き方の選択	○育児等退職者復職採用選考申出制度 ・育児等のため退職した職員が一定期間内に復職を希望した場合の採用選考制度 ○早出遅出勤務制度 ・早出・遅出により勤務時間を柔軟に設定できる制度 ・取得対象職員の拡大(H21年度～) 小学生の子を養育するために早出遅出勤務をすることが相当である職員まで拡大 ・取得対象職員の拡大(H22年度～) 配偶者の就業等にかかわらず取得可能に ・取得パターンの拡大(H23年度～) 8パターン→15パターン ・取得対象職員の拡大(H24年度～) 放課後児童クラブなどに小学生の子を出迎えるため、又は見送るため赴く職員まで拡大休憩時間の短縮及び終業時刻の繰上げの特例制度との併用を可能に ・取得対象の拡大(H28年度～) 小学校から中学校まで義務教育を一貫して行う「義務教育学校」に通う子まで拡大 ・取得対象の拡大(H29年度～) 「特別支援学校」に通う子まで拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩時間の短縮及び終業時刻の繰上げの特例制度 <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間を15分短縮し、終業の時刻を15分繰上げる制度(H23年度～) ○部分休業制度 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の始め及び終わりにおいて、2時間まで休業することができる制度 ・小学校就学前の子どもを養育する教職員が対象 ・配偶者の就業等にかかわらず、取得可能 ○育児短時間勤務制度 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の勤務パターンでの短時間勤務(通常勤務の1/2程度)ができるとする制度 ・小学校就学前の子どもがある教職員が対象 ・配偶者の就業等にかかわらず、取得可能 	
○男性の子育て		
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児・子育てのための休暇取得促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児参加休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・5日の取得が可能(配偶者の産前産後各8週間の期間) ・出産に係る子どもや小学校就学前の上の子どもの養育を行うための休暇 ○配偶者の出産休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・2日の取得可能(配偶者の入院の日から出産後2週間までの期間) ・出産時の付添いや入院中の世話等のための休暇 ○育児休業等取得状況の調査(R2.10～) <ul style="list-style-type: none"> ・「男性職員の育児参加プラン」の提出及び実績報告 ○若手職員へ育児休業取得者の体験の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・短期以外の育児休業を取得した職員による体験談を伝えるカリキュラムを新規3年目研修等に組み込む(R2年度～)(事務職員) 	
	○時間外勤務	
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の抜本的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外勤務の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・一定時間内に時間外勤務を制限できる制度 ・小学校就学前の子どもがある教職員が対象 ○早く家庭に帰る日(毎月8のつく日)の実施 ○時間外勤務短縮に向けた総合対策の実施(H23.6～) ○ノー残業デー(毎週水曜日)の実施(H25.6～) ○PCのログアウト時間の配信による退庁時間の管理の開始(H28.11～) ○時間外勤務時間上限制度の開始(H31.4～) ○PCのログイン時間の配信による勤務状況の管理の開始(R1.11～) ○時間外勤務に係る事務のシステム化の開始(R2.4.1～)
	○人事異動	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動上の配慮 ・女性職員の登用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児時期の教職員の人事についての意向尊重 ○女性管理職の積極的登用 <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職登用率 30.0% 	
○地域活動への貢献		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア休暇の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・年5日の取得可能。 子育て支援に役立つ知識等を持つ者が地域の子育て活動に参加する場合に取得。 	

岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画 目標に対する実績

数 値 目 標 ^(※1)		令和3年度実績	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績
女性の育児休業取得率	100%	100.0%	100.0%	99.7%	100.0%	100.0%
配偶者の出産の場合の特別休暇取得率	100%	78.2%	60.5%	57.2%	61.1%	61.1%
育児参加の特別休暇取得率	100%	49.7%	31.2%	22.1%	30.5%	34.1%
男性の育児休業取得率(短期(5日以内))	40%	1.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.9%
男性の育児休業取得率(短期以外)	50%	9.0%	5.1%	3.9%	4.5%	2.7%

※1 令和元～3年度対象:教育委員会(市町村立学校勤務教職員を含む)。

平成29～30年度対象:教育委員会(市町村立学校勤務職員を除く)。

数 値 目 標		令和4年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和2年4月1日現在	平成31年4月1日現在	平成30年4月1日現在
女性管理職員の割合 ^(※2)	25%	30.0%	27.3%	24.5%	22.3%	20.3%

※2 対象:教育委員会(市町村立等学校勤務教職員を含む)。

(参考) 取組内容の取得者、利用者数実績^(※3)

取 組 内 容	令和3年度実績	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績
育児休業者の自宅等からの庁内LAN接続	0人	0人	0人	0人	0人
家族の看護休暇	4,860人	4,466人	4,148人	1,491人	1,346人
妊娠障害(つわり)休暇	91人	61人	59人	12人	11人
不妊治療を受ける場合の休暇	90人	72人	71人	22人	31人
早出遅出勤務制度	43人	17人	8人	9人	10人
部分休業制度	221人	168人	134人	80人	35人
育児短時間勤務制度	94人	71人	57人	11人	4人
育児等退職者復職採用選考申出制度	24人	19人	23人	1人	0人

※3 令和元～3年度対象:教育委員会(市町村立学校勤務教職員を含む)。

平成29～30年度対象:教育委員会(市町村立学校勤務職員を除く)。